

II 実現に向けた施策

1. 在宅サービス

【現状・意見】

<◇障がい者生活実態調査>

◇障がいのある人は「家族や親戚から介助・支援を受けている」割合が高く、介助・支援は、家族が中心となって担っています。

◇介助者・支援者の健康状態は「体力に不安がある」が多く、通院で精神医療を受けている人や重複障がいがある人の介助者や支援者は、他の障がいのある人に比較して高齢化が進んでいます。

◇親なき後の不安に関する意見が多く寄せられています。

◇知的障がいのある人は、長期的に家族などからの介助が受けられない場合の介助・支援サービスが課題となっています。

◇通院で精神医療を受けている人は、一人暮らしをしている割合が他の障がいのある人に比べて多く、将来の「在宅サービスを利用したい」割合が高くなっています。

◇発達障がいのある人は、一時的に家族などの介助を受けられない場合、介助・支援サービスなどが受けられないことがあり、頼み先がない状況となっています。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

○障がいのある人や介護者の高齢化により、介助・支援が難しくなっています。

○障害福祉サービスの事業所数は増えていますが、重度障がいのある人に対応できる事業所や、高次脳機能障がいに対応できる施設、夜間支援が必要な障がいのある人の受け入れができる事業所が少ない状況です。

◎福祉サービスを担う人材の充実および人員体制を拡充するための支援が求められています。

◎障害福祉サービス事業所の質の確保のため、行政による指導・監査の体制を強化していくことが求められています。

◎高齢福祉サービスとの連携のために、ケアマネジャーとの連携および障がい理解の促進が求められています。

◎介護保険に基づく事業所の利用を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて、居宅介護などの訪問系サービスの提供や短期入所、日中活動の場の確保など在宅サービスの充実を図っていきます。

重度障がいのある人が、地域で継続した生活を送れるよう、重度訪問介護や生活介護の充実などに取り組んでいきます。

障がいのある人の高齢化の進展が一層見込まれることから、今後の対応として、高齢になっても、必要とされるサービスを安定して利用できる仕組みを検討のうえ、ケアマネジャーとの連携のための方策などに取り組んでいきます。

障がいのある人だけでなく家族の高齢化も見据え、親なき後の安心を確保するため、障がいのある人が、必要なサービスを利用しながら地域で暮らしていけるよう、高齢化・重度化にも対応できる支援体制づくりを進めていきます。

また、身体障がいや知的障がい、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）に加えて、難病のある人が、在宅で療養する場合は、ホームヘルプサービスや日常生活用具の給付などを通して支援していきます。

(1)訪問系サービス 地域での暮らしを支える訪問系サービスについては、ホームヘルプや、重度の障がいで行動上著しい困難を有し常時介護を要する人のための重度訪問介護などがあります。個々のニーズの把握につとめ、個別の生活状況に応じたサービスの提供ができるよう、引き続き、適切な支給決定及び運用に努めます。

(2)日中活動系サービス、短期入所 ①生活介護 重度障がいのある人の日中活動の場として、常時介護を要する人への入浴・排せつ・食事の介護などを行う生活介護の充実が必要です。特に重度障がいのある特別支援学校卒業生のニーズに対応できるよう、生活介護事業所を確保していきます。 また、重症心身障がい者が利用できるような事業を、在宅障害者福祉センターを中心に重症心身障害者日中活動支援事業として実施していますが、必要に応じて生活介護事業所への運営費助成を実施し、受け入れ可能な事業所を拡充していきます。

②短期入所 一時的に家族などの介助が受けられない場合や、家族のレスパイトとして、スムーズに短期入所が利用できるよう、施設の転活用を実施するなど、事業者を増やしていきます。また、医療的ケアの必要な重度障がい者が利用できる短期入所事業所の整備にも努めます。

(3)障害福祉サービス事業所の質の確保 障害福祉サービス事業所が増加しているなか、事業所の運営の適正化や不正・虐待などを未然に防止し障害福祉サービス事業所の質の確保を図るため、事業所への指導・監査に取り組んでいきます。

(4)日常生活用具 障がいのある人や子どもなどの日常生活の利便を図るため、日常生活用具費の支給を実施しています。今後も当事者の状況に合わせ、内容の充実を図っていきます。

(5)発達障がいのある人への対応 ①障害者手帳の交付 個々の発達障がい児（者）の状況に応じ、社会生活の困難度などを配慮した適切な障害者手帳の交付を行っていきます。療育手帳については、広汎性発達障がいの場合は、境界域の知的能力であっても、社

	<p>会生活の困難度を考慮した手帳交付を行います。</p>
	<p>②支援事業の充実</p> <p>発達障がいのある人の特性に着目した日常生活や就労・社会生活訓練など当事者支援やペアレントトレーニングを始めとした家族支援、発達障がいに係る専門家による研修会などの支援者支援事業実施により、支援の充実を図っていきます。</p>
(6) 難病のある人への対応	<p>障害者総合支援法に定める障がい者の対象に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず必要と認められた障害福祉サービスなどの受給が可能となったことから、難病のある人に対し、ホームヘルプサービスや日常生活用具などの給付などを通じて引き続き支援していきます。</p>
(7) 高齢化や重度化への対応	<p>①親なき後への対応</p> <p>障がいのある人の高齢化や重度化に伴い、障がいのある人の親なき後の不安を解消する取り組みが必要となっています。親なき後も地域で安心して暮らしていけるよう、サポートを受け安全で安心して暮らせるグループホームなどの住まいの確保とともに、日中活動の場をはじめとした障害福祉サービスの充実に努めていきます。</p>
	<p>②高齢福祉サービスとの連携</p> <p>区役所の相談窓口や障害者地域生活支援センター、計画相談支援を行う特定相談支援事業所と、介護保険の地域包括支援センター・居宅介護支援事業所などが相互に円滑な連携を図り、介護保険の適用後も安定して在宅生活を継続できるよう支援していきます。</p> <p>介護保険の適用後においても、高齢の障がいのある人にとって必要とされる居宅介護や重度訪問介護などのサービスについては、個々の事情に応じて利用できる仕組みを検討していきます。また、ケアマネジャーの障がいに対する理解促進に努めます。</p>
	<p>③障害福祉サービス事業を併設した介護保険施設などの整備</p> <p>65歳に到達した障がいのある人は、介護保険による保険給付が適用されることから、介護保険に基づく事業者が高齢の障がいのある人への配慮を求めています。また、介護保険施設などに障害福祉サービス事業の併設を促進していきます。</p>

2. 保健・医療

【現状と意見】

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見＞

○医療と福祉の連携は、十分とは言えない状況であり、医療側と福祉側が各々の制度を知りあえるような、横のつながりを図る仕組みづくりが求められています。

◎障がいがあることにより診療を断られるという事例をなくし、地域で診療が受けられるようにしていく必要があります。

◎入所施設における医療の提供については、施設事業者は嘱託医を置かなければサービス報酬が減算され、嘱託医は診療報酬が請求できず施設からの報酬のみという制度上の問題から引き受け手がいないなど、医療と福祉の連携が困難な状況であり、連携を進めていくことが求められています。

◎障がいのある人が、病気や症状に合わせて医師を選ぶことのできる医療アクセス権を担保することが求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がいに関する専門医療の提供、医療的ケアの必要な障がいのある人への医療の提供、急発・急変時における医療体制の充実および医療アクセス権の担保など、保健・医療提供体制を確保していきます。また、障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見に努めます。

医療的ケアの必要な障がいのある人が利用できる医療関係や障がい福祉関係の情報を収集しコーディネートできる仕組みを検討するなど医療と福祉の連携を推進し、リハビリテーションの充実やこころの健康づくりを推進します。

(1) 保健の充実

①障がいの早期発見

乳幼児健康診査、学校における健康診断などの適切な実施により、早期に適切な支援が受けられるよう障がいの早期発見に努めます。

②障がいの原因となる疾病の予防

生活習慣病や感染症などに関する健康教育や健康こうべ2017に基づく市民の健康づくりなどを通じ、引き続き、循環器疾患・糖尿病など障がいの原因となる疾病の予防に努めます。

③こころの健康づくり

社会の複雑化・高ストレス化によりうつ病などの精神疾患にかかる人が増えており、自殺の大きな要因ともなっています。市では、自殺対策にかかる基本計画である「神戸いのち大切プラン」に基づき、うつ病などの精神疾患の早期発見、早期受診のための正しい知識の普及啓発、神戸G-P ネットワーク（神戸市医師会、兵庫県精神

	<p>科病院協会、兵庫県精神神経科診療所協会による、かかりつけ医と精神科医の連携システム)の推進など、自殺予防情報センターを中心に自殺対策を総合的に推進する中で、うつ病対策にも取り組んでいきます。</p> <p>平成28年に向けて、平成21年の自殺者数を20%以上減らしていきます。また、子どもの自殺をなくすための取り組みを進め、重点対策として、若者の自殺予防、自殺未遂対策を強化します。</p>
	<p>④相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健相談 <p>区保健福祉部では、今後も引き続き障がいのある人とその家族が気軽に相談できる体制を維持します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康センター <p>区だけでの対応が困難な事例に対して、専門的助言を行うほか、思春期、アルコール・薬物関連などの専門的な相談の充実を図ります。</p>
	<p>⑤リハビリテーション</p> <p>障がいのある人が必要なリハビリテーションを受けられるよう医療機関や関係機関との連携を図ります。</p> <p>在宅障害者福祉センターにおいて身体障害者機能訓練事業を実施するほか、生活介護事業所での機能訓練の実施など、重度障がいのある人が必要な機能訓練を地域の中で継続して受けることができるよう支援します。</p>
(2)医療の充実	<p>①医療提供体制の確保</p> <p>医療資源の適正配置、救急医療の安定確保など障がいのある人も含めすべての市民が安心して暮らせる医療提供体制の確保に努めます。</p>
	<p>②障がいに関する専門医療</p> <p>総合・西部療育センターでは、障がいに関する診断や専門的医療を提供します。</p>
	<p>③歯科医療</p> <p>こうべ市歯科センターでは、障がいのある人など地域の歯科診療所では治療困難な人を対象に、後送病院である西市民病院と連携し、全身麻酔や鎮静法などの高度な医療をより安全な治療体制で提供することによって障がいのある人などの歯科口腔衛生の向上を図っており、障がいの特性に応じた歯科診療を行います。</p>

④急発・急変時における精神科医療体制など

精神障がいのある人がいつでも安心して暮らせるよう、急発・急変時における精神科医療体制を充実します。また、精神科病院に入院加療中の患者が身体疾患を併発した場合の対策病床を引き続き確保します。

⑤医療費などの助成

自立支援医療については、神戸市独自の利用者負担の軽減を実施し、障がいのある人に不可欠な医療面の支援を行います。また、重度障害者医療費助成や指定難病医療費助成や小児慢性特定疾病医療費助成など引き続き医療面の支援を実施し、区の窓口などで制度の周知に努めます。

⑥医療と福祉の連携など

障がいの重度化・重複化の傾向に対応した障がい児施設と医療機関との連携や、特別支援学校での医療的ケアの実施に対する支援など、引き続き医療と福祉・教育の連携を充実させます。

また、精神障がいのある人や医療的サービスの必要な人については、地域での生活を続けることができるよう、引き続き医療と福祉の連携を図っていきます。

⑦重症心身障がい者などに対する医療福祉などのコーディネート

重症心身障がい者などが利用できる医療関係資源や障害福祉サービス事業の情報を収集し、必要時に情報提供やコーディネートできる仕組みを検討します。

⑧補装具費の支給

身体障がいのある人や身体障がいのある子どもの失われた身体機能を補完または代替する補装具費にかかる費用を支給します。また、20歳未満の人の補装具費について、利用者負担の軽減を引き続き行います。

3. 安全な居住環境

【現状と意見】

<◇障がい者生活実態調査>

◇障がいのある人が災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境が不安」が多く、福祉避難所の周知が必要です。

◇災害時に「一人で避難できない」人のなかで、家族以外の支援者がいない人の割合は、半数程度となっており、支援者の確保など地域の協力が必要です。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

◎市営住宅のエレベーター設置や障がい者向けの公営住宅の整備など、住環境のバリアフリー化が求められています。

○災害や感染症が発生した時の要援護者への支援体制を整備する必要があります。

○支援者の災害時対応の訓練も十分にはできていない状況です。

◎災害時における障がいのある人の避難場所の確保が求められています。

◎災害時の支援について、要援護者名簿に名前の載らない難病のある人や、外見からは分からない内部障がいのある人などについても、迅速かつ安全な避難や避難生活などに対する支援について検討していく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができるよう、住宅のバリアフリーのための助成や相談、市営住宅におけるバリアフリー化を進めます。

障がいのある人が、地域社会において安全・安心に生活することができるよう、日ごろからの防災活動や緊急時の情報提供などを実施し、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」にもとづき、地域における災害時要援護者支援の取り組みの推進と福祉避難所などにおける支援の充実に努めていきます。

(1) 住環境のバリアフリー化

① バリアフリー化の推進

個人の住宅のバリアフリーのための助成及び貸付や共同住宅バリアフリー改修補助事業（共用部分）を行い、住まいのバリアフリー化を推進します

市営住宅においては、エレベーターの設置や敷地内通路の段差解消などによりバリアフリー化を進めます。建て替えを行う市営住宅においては、住戸内外の段差解消など様々な人に優しいユニバーサルデザインに配慮した仕様での整備を行うとともに、車椅子常用世帯向けの住戸を確保していきます。

	<p>②住まいに関する相談</p> <p>神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）において、バリアフリー化など住まいに関する様々な相談に対応します。</p>
(2)防災対策	<p>①防災活動</p> <p>防災福祉コミュニティにおける防災活動、福祉活動などを通じて、障がいのある人が安心して地域で暮らしていける環境づくりを支援します。日ごろの防災訓練や防火への指導、防災拠点での備蓄用品などについても、障がいのある人をはじめ様々な人に配慮していきます。</p>
	<p>②緊急時の情報提供</p> <p>緊急時に携帯電話のメールによる災害情報などの提供を行うひょうご防災ネットの普及など情報伝達手段の整備を図ります。また、情報アクセスの困難な障がいのある人へ緊急情報が確実に届くように配慮していきます。</p>
	<p>③災害時など要援護者への対応</p> <p>神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例にもとづき、地域における災害時要援護者支援の取り組みの推進と、拠点的機能を持つ福祉避難所の充実などの災害対応力の強化を図ります。</p> <p>また、区自立支援協議会では、日頃から地域への障がい理解のための啓発活動や、声かけ、防災訓練への参加など、障害者手帳の有無に関わらず、要援護者支援の取り組みも進めていきます。</p>
	<p>④事件・事故などの心のケア</p> <p>大きな事件・事故や災害が起きた場合に、心のケアに取り組みます。</p>

4. 相談

【現状と意見】

＜◇障がい者生活実態調査＞

◇自宅・地域で生活するために、「安心して利用できる相談員や相談窓口があること」を必要としている割合が高く、障がいのある人が地域で暮らす時に生じる様々な問題を手助けする身近な相談窓口が求められています。

◇通院で精神医療を受けている人や発達障がいのある人は、「安心して利用できる相談員や相談窓口があること」が、他の障がいに比較して高くなっています。

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見＞

○障害者手帳や障害福祉サービスの申請受付や支給決定を行う区役所の役割は重要です。

○障害者地域生活支援センターは、計画相談支援の創設や利用者の増加などに伴い業務が増えています。

○障害者地域生活支援センターが十分にその業務が行なえるようにしていく必要があります。

○特定相談支援事業所や一般相談支援事業所が少なく、特定・一般相談支援事業所数の充実に向けた取り組みが必要です。

◎障害者地域生活支援センターなどに当事者の立場に立って支援ができるよう、ピアカウンセラーの配置が求められています。

◎ひきこもりの人に対する支援の充実が求められています。

◎統合的、包括的な相談体制の整備が求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人の自己決定を尊重して、身近な地域で必要な情報や相談支援を受けることのできる体制を充実し、一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに応じた個別支援を行います。

身近な相談窓口として、区役所や障害者地域生活支援センター、発達障害者相談窓口、障害者就労推進センターなどの相談支援内容を充実していきます。

専門相談窓口として、障害者更生相談所・こころの健康センター・発達障害者支援センター・療育センター・子ども家庭センターなどが、それぞれの役割に応じ、障がいのある人の相談支援を行っていきます。

障がいのある人からの相談における様々な課題は、ひとつの機関だけで解決できないものも多いため、相談窓口相互の連携やサービス提供事業者などとの連携を図っていきます。

障がいのある人とその家族などが地域で生活できるよう、家族の負担感や孤立感の軽減を図るため、相談支援の充実を図ります。

(1)相談窓口の充実

①区役所

市民に身近な相談窓口として区役所保健福祉部があり、広く障がいに関する相談を受け付け、必要な情報提供を行い、各専門機関につな

	<p>ぐ機能を果たします。また、職員の知識向上を図るとともに、各機関と連携して適切に対応していきます。</p>
	<p>②障害者地域生活支援センター</p> <p>障がいのある人が、地域で暮らすときに生じる様々な課題を共に考え、解決の手助けや情報提供を行う身近な相談窓口として市内 14 か所に設置した障害者地域生活支援センターにおいて、当事者の立場に立った相談支援を充実していきます。</p> <p>また、区と協力し、地域の特定相談支援事業所や区社会福祉協議会など様々な相談機関とのネットワーク構築と連携強化を図る区域における基幹的な機能を充実します。</p>
	<p>③基幹相談支援センター</p> <p>平成 24 年度に立ち上げた基幹相談支援センター（1 か所）において、各障害者地域生活支援センターや市内相談支援事業所を統括・後方支援し、相談支援機関の連携を図るための調整や研修などの実施により、市全体の相談支援体制の強化・充実に努めます。</p>
	<p>④発達障害者支援センター</p> <p>発達障害者支援センターは、発達障がい支援における各関係機関のネットワークの構築を行いながら、相談支援、当事者・家族支援、関係機関職員など支援者支援、普及・啓発事業を行っています。引き続き、専門的な相談機能の充実など、積極的に各事業に取り組んでいきます。</p>
	<p>⑤発達障害者相談窓口</p> <p>発達障がいのある人の相談は、市内 4 か所の発達障害者相談窓口で行っています。</p> <p>相談支援体制の充実にあたっては、平成 25 年度より順次、各相談窓口の相談員体制を 1 名から 2 名に拡充し、関係機関への同行支援が図れるようにしました。また、専門家による研修など実施により、相談員の一層のスキルアップを行い、専門的相談機能の充実を引き続き図っていきます。</p> <p>また、思春期・青年期世代の発達障がいのある子どもの相談についても取り組んでいきます。</p>
	<p>⑥障害者就労推進センター</p> <p>障がいのある人の就労に関する相談は、市内 4 か所の障害者就労推進センターで行っており、平成 26 年度より、地域障害者就労推進センター 3 か所に、①障がい特性に配慮した相談支援や職場定着支援を</p>

行う「精神・発達障害者就労支援員」、②中小企業における就労機会の拡大を図るための「しごと開拓員」を増配置しています。

この体制により、障がいのある人・雇用事業主へのサポート内容の充実を図り、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し、情報提供や意見交換を含め連携を図りながら、障害者手帳の有無にかかわらず、「働きたい」「働きつづけたい」障がい者の就労相談や職場開拓、職場定着支援に、より一層努めていきます。

また、働く障がい者が憩い集う居場所の運営も引き続き行い、職場定着を支援します。

⑦こころの健康センター

区だけでの対応が困難な事例に対して、専門的助言を行うほか、思春期、アルコール・薬物関連などの専門的な相談の充実を図ります。

また、「自殺予防とこころの健康電話相談」として、精神障がいを含め、自殺予防とこころの健康についての相談に応じていきます。

⑧ひきこもり地域支援センター

障がいの有無にかかわらず、ひきこもりの方の相談支援を行うため、ひきこもり地域支援センター「ラポール」を設置しています。また、ひきこもりサポーター養成など、今後もひきこもりへの支援者(理解者)を増やし、ひきこもり状態にある人の自立を支援します。

⑨障害者虐待防止センター

障害者虐待防止センターでは、障害者虐待に関する相談・通報を受け付け、区役所や障害者地域生活支援センターで、障がい者本人や養護者に対する支援を行っていきます。また、施設従事者などや利用者による虐待防止のため、指導・研修や啓発に努め、支援者が虐待に対する支援を行うにあたり専門的なアドバイスを受けることができる仕組みなど、虐待防止体制の拡充について検討していきます。

⑩様々な障がいなどに配慮した専門相談

視覚や聴覚に障がいのある人に配慮した専門相談体制の充実に努めるとともに、各相談機関との連携による、きめ細やかな支援を行えるよう検討していきます。

難病のある人やその家族からの病気や療養生活に関する相談について神戸難病相談室で応じていきます。また、高次脳機能障がいのある人については、兵庫県と連携して支援を行っていきます。

	<p>⑪その他の公的機関</p> <p>その他の専門的な相談窓口として、障害者更生相談所・在宅障害者福祉センター・総合療育センター・こども家庭センターなどの公的機関が、それぞれの役割に応じて引き続き障がいのある人の相談支援を行っていきます。</p>
	<p>⑫心身障害福祉センター・こころの健康センター・発達障害者支援センターの連携</p> <p>精神障がい者・発達障がい者への支援の拡大、専門職員の連携による区役所保健福祉部や発達障がい者の相談窓口の後方支援など、3センターの連携を強化し、相談体制の充実を図ります。</p>
	<p>⑭生活の安定に向けた支援</p> <p>各区に設置した自立相談支援窓口（くらし支援窓口）や地域福祉ネットワークを中心に、関係機関などと連携し、社会資源や地域ネットワークを活用することにより、生活困窮者の早期発見に努めるとともに、包括的・継続的な相談支援を行っていきます。</p>
(2) ネットワーク化	<p>①相談支援体制の重層化</p> <p>障がいのある人の抱える様々な課題は、ひとつの機関だけで解決できないものも多いため、区役所や障害者地域生活支援センターや特定相談支援事業所を核として、身近な相談については身体障害者福祉相談員や知的障害者相談員、精神障害者相談員などが対応し、障がいのある人がどこに相談しても、各関係機関が連携し、適切な機関へとつなぎ、支援を受けられるよう、相談窓口相互の連携や、相談窓口と具体的なサービス提供事業者などとの連携の充実を図り、重層的な相談支援体制の構築を進めていきます。</p>
	<p>②区を単位とした地域に密着した連携</p> <p>区自立支援協議会は、相談支援をはじめ地域の障がい福祉について、中核的な協議の場として位置付けられています。地域での支援体制としては、各区に設置された区自立支援協議会を中心に区を単位とした地域に密着したネットワークを構築していきます。</p> <p>ネットワーク構築に当たっては、障害福祉サービスを提供する事業所などとともに、地域活動の担い手である民生委員・自治会・婦人会・ボランティア・障がい当事者などの参画をさらに推進していきます。</p> <p>また、障がいのある人が、身近な場所で生活面や就労面を含めた福祉サービスへのアクセスをしやすいするため、障害者地域生活支援センター、発達障害者相談窓口、就労推進センターの連携を進めていきます。</p>

(3) 計画相談支援・ 地域相談支援	<p>障害者総合支援法に基づく計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援を行う地域相談支援においても、障害福祉サービスの利用を希望する人などに対して、個別の状況把握や必要な情報提供、助言などの基本相談に対応します。</p>
(4) ニーズに応じた 個別支援	<p>計画相談支援を行う特定相談支援事業所や各障害福祉サービスを提供する事業所などが、一人ひとりのニーズを把握し、支援の目標を共有した上で、サービス利用計画や個別支援計画に基づき、総合的かつ一貫性をもったサービスの提供を行うとともに、障がいのある人の生きがいや意欲を高めていくように支援します。</p> <p>また、学校や施設など障がいのある人のライフステージに変化があった場合は、切れ目のない一貫した支援が可能となるよう、個人情報に配慮しながら必要な情報を提供していきます。</p>
(5) 事業者・人材の 確保	<p>障害福祉サービスの利用を希望する障がいのある人が、計画相談支援を行う特定相談支援事業所を選択し、サービス利用支援などを円滑に提供されるよう、市内の特定相談支援事業所や地域相談支援を行う一般相談支援事業所などの確保に努めていきます。</p> <p>特定相談支援事業所向けの研修を実施するなど、計画相談支援に関わる相談支援専門員の資質の向上に努めます。</p>

5. 情報アクセス・コミュニケーションの保障

【現状と意見】

<◇障がい者生活実態調査>

◇障がいのある人は、福祉サービスの情報を市の広報紙やパンフレット、各区保健福祉部などから得ている割合が高くなっています。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

○手話通訳の派遣は増えてきていますが、要約筆記の派遣は依然少ない状況です。

○手話言語条例が制定されたことも踏まえ、手話通訳だけではなく筆談による支援も広く周知し、協力が得られるようにしていくことが求められています。

◎手話言語条例が施行されていますが、周知が徹底されておらず、イベントなどで手話通訳が配置されていないことがあります。主催者は手話通訳を配置したくても資金面などで困難な場合があり、より積極的な支援が求められています。

◎手話通訳者の派遣について、イベントへの配置だけでなく、開催するにあたって行う会議などについても支援を検討することが求められています。

◎点字対応や盲ろう者へのコミュニケーション支援、知的や言語障がいのある人への通訳ができる人材の派遣などさらなるコミュニケーション支援が必要です。

◎途中で聴覚障がいとなった人に対し、磁気ループの設置などの支援が求められています。

【施策の方向性】

手話への理解の促進と手話の普及、ろう者及びろう者以外の者が共生する地域社会の実現を目的に、神戸市みんなの手話言語条例（平成27年4月）が施行され、また、障害者差別解消法に基づく基本方針で、合理的配慮を的確に行うための環境整備として、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上に努めていくものとされています。

障がいのある人が必要な情報へのアクセスを円滑にでき、情報へのアクセス保障に不可欠な、障がいのある人にあつた言語やコミュニケーション手段の確保に努め、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにしていきます。

(1) 情報アクセス

① 相談窓口の連携・アクセス向上

各相談窓口の連携を進め、障がいのある人が、身近な場所で福祉サービスへアクセス（到達）しやすくします。

また、多様な関係機関・関係者の分野を越えた地域福祉の重層的ネットワークの構築により、様々な課題などを抱える障がいのある人が、必要な情報へアクセスしやすくなるようにしていきます。

② ICTの活用

情報提供にあたっては、広報刊行物だけではなくインターネットや電子メールなどICT（インフォメーション・コミュニケーション・テ

	<p>クノロジー)の活用を図っていきます。</p> <p>そのため、日常生活用具費支給事業による情報・通信支援用具(パソコン周辺機器・ソフトウェア)を支給していきます。</p>
	<p>③点字化・音声化など</p> <p>障がいのある人に確実に情報を届けるため、「障害者福祉のあらまし」などで実施している点字化・音声化に加えて、「障害福祉サービス制度の案内」など、市の障がい福祉に関する広報物への音声コードの添付などを進めていきます。また、障がいの特性に合った情報提供ができるようルビを付けたり、イラストを用いたわかりやすい表現を工夫するなどの取り組みも進めていきます。</p>
	<p>④点字図書館</p> <p>視覚障がいのある人については、市立点字図書館において、点字図書や点字資料、デイジー図書の閲覧や貸し出し、読み書きサービス、広報紙「K O B E」点字版・テープ版の発行、公文書の点字化などのサービスを行っていきます。</p> <p>市立点字図書館や市立図書館における対面朗読サービスや、区役所窓口で受け付けている点字図書給付の実施により、視覚障がいのある人の情報アクセスを支援していきます。</p> <p>地域における啓発・福祉体験活動の実施とともに、市立点字図書館における視覚障がい者用機器の相談や講習会を充実していきます。</p>
	<p>⑤聴覚障害者情報センター</p> <p>聴覚障害者情報センターを兵庫県と神戸市が協力して運営し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣および養成など、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する事業や、聴覚障がいのある方に向けた字幕や手話入りビデオカセットの貸出事業、磁気ループの活用などの実施により、聴覚障がいのある人の情報アクセスを支援していきます。</p>
	<p>⑥市政情報の提供・申請などへの配慮</p> <p>移動が困難な障がいのある人の情報アクセスが容易になるよう、各種手続きの電子申請の推進やICTの活用を進めていきます。</p>
(2) コミュニケーション支援	<p>障がいのある人とない人の交流を促進するよう、障がいのある人にあつた言語やコミュニケーション手段の確保に努めていきます。</p> <p>手話通訳者、要約筆記者やガイドヘルパーの養成、ICTの活用を通じて、必要なコミュニケーション手段の確保・向上を図っていきます。</p>

	<p>①神戸市みんなの手話言語条例 神戸市みんなの手話言語条例（平成27年4月施行）に基づき、ろう者のコミュニケーション手段である手話に対する理解を促進し、手話の普及に努めます。</p> <p>また、条例に基づき策定する施策の推進方針をふまえ、手話啓発講座や手話通訳者の派遣要件の検討などの手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>②手話以外のコミュニケーション支援 手話以外でも、聴覚障がいのある人については要約筆記やICTの活用促進、盲ろうに対する盲ろう者向け通訳介助員派遣、視覚障がい者へのトータルサポート事業における相談支援など、コミュニケーションを支援する施策の充実に努めます。</p>
(3)入院時のコミュニケーション支援	<p>重度の障がいにより意思疎通に支障をきたしている人が、医療機関のスタッフと円滑なコミュニケーションがとれるよう入院時コミュニケーション事業を引き続き実施していきます。</p>
(4)緊急時・災害時の対応	<p>緊急時や災害時に、障がいのある人に、情報が伝わり、安全に避難などの対応ができるよう取り組みを進めていきます。</p> <p>①緊急時の情報アクセス 緊急時に携帯電話のメールによる災害情報などの提供を行うひょうご防災ネットや、緊急通報システム（ケアライン119）などの普及を進めることにより、情報アクセスの困難な障がいのある人へ情報が確実に届くよう体制を整備していきます。</p> <p>②災害時の要援護者支援 神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例に基づき、災害時に障がいのある人が迅速かつ安全に避難し、安心して避難生活を送るための施策の推進に努めます。</p>

6. 権利擁護・差別解消

【現状と意見】

＜◇障がい者生活実態調査＞

- ◇差別や偏見を受けたことがある障がいのある人は、知的障がいと重複障がいにおいて半数を超えています。
- ◇財産管理や契約締結に関して、知的障がいのある人や発達障がいのある人で困難さを感じている割合が高くなっています。
- ◇成年後見制度については、制度についてよく知らない、名前は知っているが内容がよくわからない割合が高くなっています。

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見＞

- 平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法について、具体的な対応内容が分かりづらく、明解に示すことが求められています。
- 障害者虐待防止法施行後 3 年を経過するが、事案対応や虐待認定への専門的助言を得るための体制整備が進んでいない状況です。
- ◎障がいのある人への虐待について、報告として挙がっていない虐待を把握することや、個別対応をどのようにしていくのかについて検討していくことが求められています。
- ◎成年後見制度の後見報酬が高く、利用について支援が求められています。
- ◎成年後見人は金銭や法律に関する管理はできるが、本人に代わって意思決定ができないなどの問題があり、その権限や担い手の見直しが求められています。
- ◎障がい者差別解消に関する条例制定について、スケジュールを明示し、取り組んでいくことが求められています。
- ◎条例の制定については方向性を示し、積極的に取り組む必要があるが、内容の質を担保するため、期限を決めず、十分な検討をしていくことが求められています。
- ◎虐待に関する相談件数が増加しており、その現状を把握、分析した上で、対応していくことが求められています。
- ◎虐待に関する相談件数の増加の背景には、養護者や施設従事者、使用者の困難さが存在することが考えられ、その困難さを改善するための支援を検討する必要があります。

【施策の方向性】

平成 26 年 1 月に批准された障害者権利条約に規定する障がいのある人の人権及び基本的自由を守るために、権利擁護の推進や差別解消の取り組みを進めていく必要があります。

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された障害者差別解消法などに基づき、障がいを理由とする差別の解消の取り組みを進め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待を防止するとともに、養護者への支援についても規定している障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見と対応に努めていきます。

<p>(1)障がい者差別の解消</p>	<p>障害者差別解消法に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいのある人に対する差別の解消を推進します。</p> <p>①相談・紛争解決の体制整備 障がい者差別に関する相談に的確に応じ、紛争を防止・解決するため、仕組みづくりを進めていきます。</p> <p>②ネットワークの構築 身近な地域で障がい者差別の解消に向けた取り組みを進めるための関係機関のネットワークづくりを進めます。</p> <p>③市職員の適切な対応 市職員に向けて、差別的取扱の具体例や合理的配慮の好事例などを示し、より適切な対応ができるよう努めます。</p> <p>④啓発 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動を行います。</p> <p>障がい者差別解消に向けた取り組みとして、条例の制定を積極的に検討し、障がいや障がいのある人に対する理解を深める市民フォーラムや啓発活動などの取り組みを進めていきます。</p>
<p>(2)虐待防止</p>	<p>障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待を防止するとともに、障がいのある人を養護している養護者への支援をしていきます。</p> <p>①障がい者虐待に関する相談を受け付ける障害者虐待防止センターを運営していきます。</p> <p>②緊急的な一時保護のための施設を確保していきます。</p> <p>③区役所や障害者地域生活支援センターにおいて、障がいのある人本人や養護者に対する支援を行います。</p> <p>④施設従事者や利用者からの虐待についても未然防止や適切な指導に努めます。</p> <p>⑤支援者が支援を行うにあたり、専門的な助言を受けることができる仕組みなど、虐待防止体制の拡充を検討していきます。</p>
<p>(3)福祉サービス利用援助</p>	<p>判断能力が不十分などの理由で、日常生活を営む上で支障のある障がいのある人に、日常的金銭管理サービスなどを行う「福祉サービス利用援助事業」をこうべ安心サポートセンターで実施します。</p>
<p>(4)成年後見制度</p>	<p>成年後見制度の利用について、区役所や障害者地域生活支援センターにおいても、情報提供を行い、制度の利用が必要な方を「成年後見</p>

支援センター」につないでいくなど、利用の周知を図っていきます。

判断能力がなく成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、親族がいないなどの理由で成年後見の申し立てができない場合は、市長が申し立てを行うとともに、その方が生活保護受給者など資力のない場合は、申立費用や後見報酬を助成（要件・上限あり）します。

神戸市成年後見支援センターでは市民後見人を養成し、その活動を支援するとともに、成年後見に関する専門相談や申し立て支援などを行うことにより、成年後見制度の利用を支援します。

7. 地域福祉力の向上・人材育成

【現状と意見】

＜○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見＞

○障がいのある人に対応したボランティアが少ない状況にあります。

○地域での見守り体制の確保のため、身体障害者福祉相談員・知的障害者相談員の充実を求められています。

○高齢・児童・障がいの各分野での地域福祉力の向上のため、身体障害者福祉相談員・知的障害者相談員と民生委員・児童委員の横のつながり作りが求められています。

◎事業所や従事者の質を高めるため、障がい種別や障がい特性にあった研修の実施などにより、福祉サービスの人材育成を進めていく必要があります。

◎知的障害者相談員・身体障害者福祉相談員などのより積極的な活用を検討していくことが求められています。

◎地域住民や地域団体による、支援を取り入れていくことは重要であり、その質の向上のためには行政による支援・指導が必要です。

◎地域住民の障がい理解を進めるためには、障がいのある人と共に活動するなどのふれあいのなかで、互いに努力し理解していくことが重要であり、そのような機会が求められています。

◎ふれあいのまちづくり協議会の役割が変化しつつあり、障がい者支援の取り組みを促進していくことが求められています。

◎ふれあいのまちづくり協議会について、障がいのある人の参加が求められています。

◎地域福祉力の向上には、社会福祉協議会やコミュニティーワーカーの活用が求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、支えてくれる人材や仕組みが必要です。

地域に密着したネットワークとして、各区に区自立支援協議会が設置され、また、地域においては、ふれあいのまちづくり協議会や自治会、NPO、民生委員などが、見守り活動や防災、障がい者支援の取り組みなどの活動を行っています。

神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例に基づき、市の関係機関が連携して、地域の実情に応じた支援体制づくりを普及啓発し、取り組みを支援していきます。

障がいのある人が地域で暮らしていけるよう、地域住民を巻き込みながら、障がいのある人を地域で支えていく仕組みを構築していきます。

福祉サービスを担う人材を確保し、研修の実施などにより資質の向上を図り、人材育成を進めていきます。

(1) 地域で支える仕 ①区自立支援協議会

<p>組みの構築</p>	<p>地域支援の体制として、各区に設置された区自立支援協議会を中心に、区を単位とした地域に密着したネットワークを構築していきます。</p> <p>②区社会福祉協議会（ボランティアセンター） ボランティアセンターを通じて、地域で活動する市民やボランティアを、必要とする方に紹介していきます。</p> <p>③地域福祉のプラットフォームの構築 区社会福祉協議会を中核として、地域福祉ネットワークが、地域支え合い活動の充実や、災害時における要援護者への支援体制の整備などの福祉課題への対応や、地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくりを進めます。</p> <p>また、近隣住民がちょっとした異変に気づいたときに、ふれあいのまちづくり協議会などに円滑につながる仕組みを構築していきます。</p> <p>福祉に関する困りごとを地域福祉センターで相談できる場づくりや、比較的軽度な困りごとやニーズに対してお互いが助け合う仕組みづくりに、引き続き取り組みを進めます。</p> <p>地域で支援を必要とする人を住民同士で見守り支え合う「地域支え合い活動」を発展させていきます。</p>
<p>(2)人材の発掘・養成</p>	<p>①身近な支援の担い手の発掘 効果的な啓発活動を通じて、専門的知識はないが、日常生活のなかで障がいのある人を支えてくれる身近な人を発掘していきます。</p> <p>②ボランティア養成と活動支援 ボランティア講座などを実施し、ボランティアの養成を図り活動を支援します。</p> <p>③多様な支援の担い手 地域活動の担い手である民生委員・児童委員・自治会・婦人会・ふれあいのまちづくり協議会・福祉サービス事業者やNPO法人などの地域の社会資源を活用し、支援のあり方を検討していく必要があります。</p> <p>④相談員 地域で生活するために必要なサービスのことや、日常の悩み、仕事のこと、経済的な問題、将来のことなど、身近な相談先として、身体障害者福祉相談員および知的障害者相談員が相談に応じています。</p> <p>また、精神障害者相談員は、精神障がいのある人及びその家族の相談に応じ、必要な助言を行っています。</p> <p>相談員など人材の活用について、自立支援協議会などにおいて継続的に検討していきます。</p>

(3) 地域活動の推進

①障がいのある人を支える地域活動

地域において障がいのある人を支える様々な担い手によって実施される、見守り活動や、防災活動、交流活動、要援護者支援活動などの取り組みを推進していきます。

②障害福祉施設の地域貢献

障害福祉施設（資源）が地域の中で開かれた拠点となるような仕組みづくりを検討します。

(4) 福祉人材の育成

市民福祉大学では、社会福祉に従事する職員の資質向上を図るための研修を実施し、介護サービス協会では訪問介護員に対する研修を実施しています。また、県においても福祉人材の確保・質の向上に向けた研修を実施しており、これらの研修について、各サービス提供事業所に情報提供を行うなどして、市内介護従事者の人材育成に引き続き取り組んでいきます。

8. 住まいの確保、地域移行・地域定着のための支援

【現状と意見】

<◇障がい者生活実態調査>

- ◇身体障がいのある人の施設入所者は、「今の施設で、このままずっと暮らしたい」が増加しています。
- ◇知的障がいのある人の在宅者は、「自宅で家族と暮らし、在宅サービスを利用したい」が減少していますが、グループホームや入所施設を希望している人は増加しています。
- ◇知的障がいのある人の施設入所者は、「今の施設を出て、グループホームで暮らしたい」が増加し、「今の施設で、このままずっと暮らしたい」「今の自宅に戻って、家族と一緒に暮らしたい」が減少しています。
- ◇重複障がいのある人の施設入所者は、「自宅に戻って、家族と一緒に暮らしたい」が減少しています。

<○地域自立支援協議会 ◎障害者施策推進協議会での意見>

- グループホームの数が少なく、特に市街地に少ない状況となっています。
- グループホームを新しく立ち上げる時に費用がかさむため助成制度の充実が求められています。
- ◎グループホームの運営は人材の確保が困難であり、現在の報酬では人員の増加や夜間・土日の配置は費用面からも困難です。
- ◎重度の障がいのある人も地域で安全に安心して暮らすことが出来るよう、グループホームなどの整備が必要です。
- ◎市営住宅を活用したグループホームの整備については、住宅部局など関連部局と連携して取り組んでいく必要がある。
- 連帯保証人がいない場合の住居の契約が困難となっています。
- 施設入所待機のために、短期入所のロングショートでの利用が増え、緊急時の短期入所の空きが確保できない状況となっています。
- 地域生活支援拠点の整備にあたり、緊急時の短期入所の確保や24時間の見守り体制を含めた検討が求められています。
- 地域生活支援拠点の整備について検討していくためにも、真に入所が必要な人の状況を把握する必要があります。
- ◎地域生活支援拠点の整備においては、建物の確保が求められています。
- ◎地域生活支援拠点については、建物の確保よりも、その機能が重要になります。
- ◎様々な状況や立場の障がいのある人に対応した支援が提供できる体制についての検討が求められています。
- 入所施設や精神科病院からの退所・退院が可能な場合でも、地域移行が進まない状況です。
- 地域移行や地域定着を担う指定一般相談支援事業所が少なく、事業所の増設に対する働きかけが必要です。
- ◎学校や事業所において、障がいのある人が自立して生活していくために必要な能力を身につけることができるよう、職員の質の向上を図っていくための支援が求められています。

【施策の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、グループホームの整備や、民間賃貸住宅への入居支援など、多様な住まいの確保を推進します。

障がいのある人が地域で住み続け、親なき後も自宅で暮らし続けられるよう、相談体制の整備や緊急時の対応、障害福祉サービスをはじめ様々な社会資源を活用するためのコーディネーター配置など、地域でともに支える仕組みづくりを検討していきます。

また、地域移行を希望する施設入所・入院中の障がいのある人への地域移行支援とともに、家族と住む住居やグループホームから地域へ移行した場合でも、安心して地域で生活できるよう地域定着支援を行うための環境を整備していきます。

障がいのある人の高齢化への対応として、障がいのある人のための住居や介護保険施設で暮らせる仕組みづくり、高齢化に対応した施設のバリアフリー化への支援を行います。

<p>(1) グループホームなどの整備</p>	<p>現在地域で暮らしている障がいがある人が「親なき後」も引き続き地域で安心して生活でき、また、入所施設や精神科病院から地域生活に移行して自立した生活を営むためには、住まいの確保が必要です。</p> <p>住まいとなるグループホームについては、改修などにかかる経費を助成したり、市営住宅の空き住戸を利用したりして、整備をすすめています。今後も、民間住宅の空き家を利用する方法を検討するなど、関連部局と連携して積極的に取り組みます。</p> <p>また、重度の障がいがある人を含め、障がいの程度に関わらず利用できるよう、グループホームの整備を進めていきます。</p>
<p>(2) 市営住宅での取り組み</p>	<p>入居者募集に当たっては、引き続き障がい者世帯向住宅の設定や申し込み時の優遇措置により、入居機会の優遇を図っていきます。</p> <p>また、市営住宅の空き住戸を活用したグループホームの整備を行っていきます。</p>
<p>(3) 民間賃貸住宅への入居支援</p>	<p>「連帯保証」「残存家具の片付け」「安否確認」などのサービスを提供することで、貸主、借主双方の不安解消をはかり、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」を神戸市すまいとまちの安心支援センター（すまいるネット）で実施しており、制度の周知を図っていきます。</p>
<p>(4) 地域生活チャレンジ事業の推進</p>	<p>障がいのある人の地域移行の推進及び地域生活の継続支援のため、地域住民に対する啓発や体験の場の提供など、地域の障がい者支援の基盤整備などを行います。</p> <p>① 地域支援機能強化事業</p> <p>市内5か所の障害者地域生活支援センターに配置した地域支援機能強化専門員を中心に、地域移行に関する関係機関及び障がいのある人の地域生活を支援する支援者のネットワークの構築や地域住民に対する普及・啓発などを行います。</p>

	<p>② 体験型グループホーム事業</p> <p>施設入所中や長期入院中、または在宅で生活する障がいのある人で、将来に備えて訓練が必要な方に対して、グループホームの居室を確保し、体験利用を行います。</p>
(5) 地域相談支援	<p>① 地域移行支援</p> <p>障害者支援施設や精神科病院に入所または入院している障がいのある人で、地域生活への移行のための支援が必要と認められる人につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うため、地域移行支援を行う一般相談支援事業所の確保に努めます。</p>
	<p>② 地域定着支援</p> <p>居宅において単身などで生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談、その他必要な支援を行い、安定した地域生活を営めるよう支援するため、地域定着支援を行う一般相談支援事業所の確保に努めます。</p>
(6) 精神障がい者の地域移行の推進	<p>市内の精神科病院に入院している市民のうち退院可能な方を対象に、地域移行支援などの個別支援、精神科病院に配置されている退院後生活環境相談員との連携などを通して地域移行を推進するとともに、ピアサポーターによる体験発表などにより、入院患者や市民に対する地域移行の啓発を行います。</p>
(7) 矯正施設などを退所した障がい者への対応	<p>矯正施設などを退所した障がいのある人が、退所後に福祉の手が届かないまま生活に行き詰まり、再犯を重ねることがないように、社会に復帰し地域生活が定着するよう、関係機関と連携しながら退所後の生活支援などに努めます。</p>
(8) 施設入所支援	<p>地域移行・地域定着を進める中で、常時介護が必要な重度障がいのある人など、地域での生活が困難な方の住まいの場としての役割を果たしています。</p> <p>さらに、専門性を持つ地域の資源として、障がいのある人の地域生活を支える役割が期待されます。</p>
(9) 地域生活を支えるサービス基盤の確立	<p>① 障がいのある人が、地域で暮らすときに生じる様々な課題を共に考え、解決の手助けや情報提供をする身近な相談窓口として、市内14箇所に設置した障害者地域生活支援センターでの相談・支援を充実していきます。</p> <p>② 障がいのある人などの居場所である障害者地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供や地域との交流の促</p>

	<p>進など、様々な活動の場・機会を提供します。</p> <p>③重度障がいのある人などの在宅生活を支えるため、今後も引き続き、訪問系サービスの適切な支給決定及び運用に努めます。</p> <p>④緊急時や介護者の介護疲れ防止（レスパイト）のための短期入所の充実に努めます。</p> <p>⑤医療的サービスなどの充実 精神科救急医療体制を継続し精神障がいのある人の緊急時医療体制の充実に努めていきます。</p> <p>また往診や訪問医療、精神科訪問看護の充実、医療機関と障害福祉サービス事業所との連携強化を図っていきます。</p> <p>⑥外出の機会を増やし、地域における自立生活及び社会参加を促します。</p>
(10) 地域生活支援拠点の整備	<p>障がいのある人の高齢化・重度化や親なき後を見据え、障がいのある人の地域生活を支える機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を集約し、コーディネーターによる振り分けなどを行う、通過型の地域生活支援拠点の整備をめざします。</p> <p>整備にあたっては、核となる機能・施設を確保し、モデルとなる拠点とするなかで、神戸市自立支援協議会などでの検証をふまえ、必要な機能や必要数など、そのあり方について検討を行っていきます。</p>